

徳之島町介護保険 福祉用具と住宅改修の受領委任払いについて

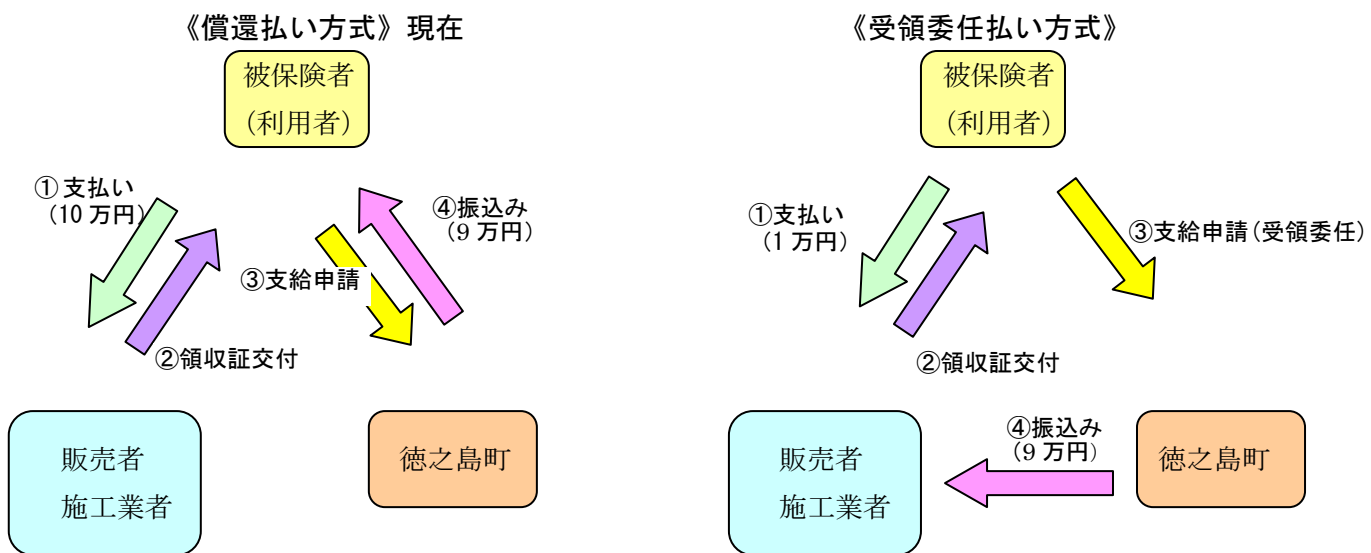
これまで、福祉用具の購入と住宅改修の保険給付は、利用者にいったん費用の全額をお支払いいただき、その後、町への申請により、保険給付対象費用内で 9 割分が払い戻される「償還払い方式」で行っていましたが、8 月（住宅改修に関しましては 8 月 1 日以降に事前協議書を提出された方）から、被保険者の一時負担を軽減するため、被保険者が事業者に介護給付費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の 1 割分だけを支払い、残りの 9 割分は町が事業所に直接支払う「受領委任払い方式」を実施致します。

〔受領委任払いの対象者〕

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 38 条第 1 項から第 3 項に該当する者。
- (2) 介護保険料を滞納していない者。
- (3) 福祉用具購入費等の受領委任払について、事業所の同意が得られる者。

「償還払い方式と受領委任払い方式」の形態

(例) 費用が 10 万円の場合



(注) ①購入又は施工する前に事前申請が必要です

福祉用具

受領委任払いにあたって・・・

Q. 「受領委任払い」とは？

A. 福祉用具の販売事業者と利用者が合意のうえ、事業所に支払う介護保険給付対象分の費用のうち、1割のみを利用者が事業所へ支払い、残りの9割は徳之島町が事業者へ介護保険給付として支給します。

Q. 「受領委任払い」の対象者は？

A. 徳之島町の介護保険被保険者で、要介護・要支援認定を受けている方になります。

Q. 手続きはどうしたらいいのですか？

A. 受領委任払いを希望する福祉用具の販売事業者の方は、予め受領委任払事業者申出の手続きを行ってください。

Q. いつ購入した分から？

A. 8月以降に購入した福祉用具から該当になります。

Q. 被保険者の方の手続きはどうなりますか？

A. 従来どおりの申請手続きになりますが、受領委任払いを希望する場合は委任払届出書を必ず添付していただくことになります。

Q. 被保険者への受領書はどうなりますか？

A. 被保険者の方の領収書は 1割自己負担分の受領書になります。(1円未満の端数は切り上げます。)

Q. 従来どおり(償還払い)の支払いもできますか？

A. 被保険者の方が全額負担することを希望する場合は、従来どおり償還払いとすることが出来ます。

Q. 9割分の支給はいつ頃になりますか？

A. 支給についての目安は、福祉用具購入費支給申請を行った月から翌月後の支給となります。なお、支給決定の手続きによっては翌月以上かかることもありますのでご了承ください。

住宅改修

受領委任払いにあたって・・・

Q. 「受領委任払い」とは？

A. 住宅改修事業者と利用者が合意のうえ、事業所に支払う介護保険給付対象分の費用のうち、1割のみを利用者が事業所へ支払い、残りの9割は徳之島町が事業者へ介護保険給付として支給します。

Q. 「受領委任払い」の対象者は？

A. 徳之島町の介護保険被保険者で、要介護・要支援認定を受けている方になります。

Q. 手続きはどうしたらいいのですか？

A. 受領委任払いを希望する住宅改修の方は、予め受領委任払事業者申出の手続きを行ってください。

Q. いつ購入した分から？

A. 8月以降に事前協議書を提出された方から該当になります。

Q. 被保険者の方の手続きはどうなりますか？

A. 従来どおりの申請手続きになりますが、受領委任払いを希望する場合は委任払届出書を必ず添付していただくことになります。

Q. 被保険者への受領書はどうなりますか？

A. 被保険者の方の領収書は 1割自己負担分の受領書になります。（限度額は20万円で、円未満の端数は切り上げます。）保険対象外経費、限度額の20万円を超えた分や以前に改修工事をして限度額を使っていた場合等については全額自己負担となります。

Q. 従来どおり（償還払い）の支払いもできますか？

A. 被保険者の方が全額負担することを希望する場合は、従来どおり償還払いとすることができます。

Q. 9割分の支給はいつ頃になりますか？

A. 支給についての目安は、福祉用具購入費支給申請を行った月から翌月後の支給となります。なお、支給決定の手続きによっては翌月以上かかることもありますのでご了承ください。